

第2章 『次の内閣』の活動

4 内閣 (男女共同参画・子ども)

内閣部門(男女共同参画・子ども)は、閣法「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」に対する修正案、自民、公明等提出の「女性の健康の包括支援に関する法律案」に対する修正案(骨子案)を策定した。また、議員立法「性暴力被害者の支援に関する法律案」(性暴力被害者支援法案)、「特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案」(特別養子縁組促進法案)等を取りまとめた。

その他、一生涯にわたる女性の健康包括支援、妊産婦への支援の在り方、男女共同参画、子どもに関わる補正予算、本予算、ストーカー規制法改正について、ヒアリング、検討を行った。また、保育士等の処遇改善については、厚生労働部門、待機児童緊急対策本部と連携して検討を進めた(詳細 p.35)。

子ども・子育て支援法一部改正案の修正

閣法「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案」について、民主党・維新の党統一会派は、待機児童解消のために、保育士等の処遇改善が急務と考え、同法案の附則に、「保育士等の処遇の改善に資する措置、子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずる」等の追加が必要と考えた。与党との修正協議を経て、同法案は一部修正の上、成立した。

性暴力被害者支援法案の提出

2015年から検討してきた性暴力被害者支援法律案を、5月12日、民進党をはじめとする野党5党で衆議院に提出した(詳細 p.37)。



2016.3.7
特別養子縁組民間あっせん機関
「ベビーポケット」を視察



2016.5.12
性暴力被害者支援法案を
野党5党が衆議院に提出

特別養子縁組制度拡充に向けた立法措置

日本で社会的養護を必要としている約4万6千人の子どもたちの約9割は、施設で暮らしている。このような子どもたちが、より家庭的な環境で健やかに育つことができるよう、特別養子縁組制度の拡充に向けて、民進党は、閣法「児童福祉法等の一部を改正する法律案」に対する修正案と特別養子縁組促進法案の2法案を策定した。

閣法の修正案において、①都道府県は、児童を養子とする養子縁組に関する者への相談に応じ、援助を行う対象に特定妊婦が含まれることを明記する、②児童相談所は、養子縁組の援助等の業務に関し、必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力する、等を追加した。修正案は5月18日に提出されたが、与党等の反対により否決された。

特別養子縁組促進法案では、養子あっせんに関する基本原則として、①児童の最善の利益を最大限に考慮する、②養子縁組あっせんに先立って、実親が養育できるよう援助する、③児童(出産前を含む)とりわけ乳幼児に対する家庭保育の確保の重要性を踏まえ養子縁組のあっせんを検討する、こと等を定めた。同時に、①養子縁組あっせん事業を行う者に関する許可制度の導入、②児童相談所及び民間あっせん機関の養子縁組あっせんに係る業務の適正な運営を確保するための措置、等を盛り込んだ。民進党案は5月27日に提出されたが、継続審議となった。